

久万高原町移住定住促進空き家活用住宅の募集要項

久万高原町では、地域の活性化や移住定住の促進を図ることを目的として、集落における空き家（現に空き家となっている建物等）を所有者からお借りし、町において必要な改修等の整備を行い、本町へ移住定住を希望される方などに貸し出すために「移住定住促進空き家活用住宅」事業を実施しております。

令和6年度においても、町内で1棟の整備を行う予定としており、対象となる物件（リフォーム等を行う物件）を募集いたします。

1 対象となる空き家

空き家活用住宅の対象となる空き家は、住居の用に供する棟の全部を「空き家活用住宅」として借り上げることができる空き家のうち、空き家の状況及び老朽化の程度により空き家活用住宅として一定期間活用が見込める物件となります。

なお、下記2のとおり優先順位に基づく審査により対象物件を決定することとなります。

※ 抵当権の設定がなされているもの及び関連する各種法令等に違反し設置された空き家は除きます。

【用語の定義等】

- ① **空き家** 現に利用されていない住宅、利用しなくなることが確実な住宅及びこれに付属する工作物並びにその敷地
- ② **空き家活用住宅** 町内にある空き家のうち、移住希望者等に対して転貸するため、所有者と町の2者による賃借契約を締結して借り上げる空き家
- ③ **所有者** 当該空き家活用住宅に係る所有権又は売却若しくは貸借を行うことができる権利を有する者

2 対象物件の決定に係る優先順位等

空き家活用住宅の対象となる空き家の決定は、次の優先順位に基づき、審査会を経て決定します。

【優先順位】

- (1) 新耐震基準（昭和56年6月1日以降に建築確認を受けている建物）を満たしている建物（添付書類：新耐震基準の適用である旨の証明書類）
- (2) 旧耐震基準（昭和56年6月1日以前に建築確認を受けて建築された建物）の該当となる建物のうち、耐震診断を実施し、耐震性が担保されている建物（添付書類：耐震審査結果等の証明書類）

(3) 旧耐震基準（昭和56年6月1日以前に建築確認を受けて建築された建物）の該当となる建物のうち、耐震診断を実施した結果、耐震性が担保されていないと判定され、耐震補強費用等の概算額が分かる書類等を徴収している建物（添付書類：耐震審査結果等の証明書類）

(4) 耐震基準（昭和56年6月1日以前に建築確認を受けて建築された建物）の該当となる建物のうち、耐震診断を実施した結果、耐震性が担保されていないと判断されたが、耐震補強等に係る書類がない建物（添付書類：耐震審査結果等の証明書類）

《注意》

この際は、別途、耐震補強等に係る書類を徴収することができれば、対象物件の候補建物として取り扱うこととします。

(5) 耐震基準（昭和56年6月1日以前に建築確認を受けて建築された建物）の該当となる建物のうち、耐震診断を実施していない建物

《注意》

この際は、別途、耐震診断を実施し、耐震補強等に係る書類を徴収することができれば、対象物件の候補建物として取り扱うこととします。

【耐震診断の実施方法】

木造住宅の耐震診断を実施する場合は、久万高原町役場（担当課：建設課）が実施する補助事業を活用することが可能です。本補助事業を活用して上記の要件を満たすことが見込まれる場合は、対象物件の候補建物として取り扱うことができます。

3 対象物件の審査等

所定の手続きにより申し込みのあった申請書等の書類に基づき、対象物件を審査し、決定します。なお、審査、決定に当たっては、上記2の優先順位に基づき、上位順位の物件を優先的に取り扱うこととします。

4 募集受付期間

令和6年4月19日（金）～令和6年5月31日（金）午後5時必着

※利用申請書等の書類は、持参若しくは郵送のみとなります。

（メールやFAXでは受付できません。）

5 提出書類等

移住定住促進空き家活用住宅申込書

（添付書類）

・上記2に記載の添付書類

6 お問い合わせ、申し込み先

久万高原町役場 まちづくり営業課（担当：移住・定住促進係 大西）

住所：〒791-1201 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万212番地

TEL：（0892）21-1111（内線187）